2　法第二条の五第一項第三号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第三号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一　次に掲げる規定　地方公務員共済組合

イ　法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第二十六条、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三及び第七条の二

ロ　法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（構成組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下同じ。）の組合員たる第三号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ハ　法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ　法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二　次に掲げる規定　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）

イ　法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ロ　法第七十八条の四及び第七十八条の五（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ハ　法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

ニ　前号イ及び次号から第七号までに掲げる規定並びに法第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の八まで及び第七十八条の十四から第七十八条の十六まで以外の法の規定

三　法第二十八条、第八十一条、第九十五条及び第九十六条　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）

四　法第七十九条の二及び第七十九条の三　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

五　法第七十九条及び第八十条　地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

六　法第百条の二及び第百条の三の二　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

七　法第百条の三　地方公務員共済組合連合会

（報酬月額の算定に関する特例）

第一条の二　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者の資格を取得した者がある場合において、その者の報酬が月によつて定められるときは、法第二十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者が月の初日に当該資格を取得したとしたならば同月において受けるべき報酬の額を、同号に定める額とする。

第三条ただし書を削る。

第三条の二の二中「（法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、同条第三号から第五号までを削る。

第三条の三第五号中「附則第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第十四号中「及び第十一条の七の四（同条第二号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同条第十五号中「及び第二十五条の六（同条第二号に係る部分に限る。）」を削る。

第三条の四の見出し中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第一項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同項第一号中「次に掲げる額を合算した額」を「各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額（次項第一号において「標準報酬の総額」という。）」に、「被用者年金被保険者等（法第四十三条の二第一項第二号イに規定する被用者年金被保険者等をいう。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「被用者年金被保険者等の性別構成等」を「厚生年金保険の被保険者の性別構成等」に、「標準報酬月額等（法及び他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下この号において同じ。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。次項において同じ。）」を「標準報酬月額」に、「標準賞与額等（法及び他の被用者年金各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。次項において同じ。）」を「標準賞与額」に改め、同号イからニまでを削り、同項第二号中「次に掲げる数」を「各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数（次項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。）」に改め、同号イからニまでを削り、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同項第一号中「前項第一号イからニまでに掲げる額を合算した額」を「標準報酬の総額」に、「標準報酬月額等」を「標準報酬月額」に、「標準賞与額等」を「標準賞与額」に改め、同項第二号中「前項第二号イからニまでに掲げる数を合算した数」を「厚生年金保険の被保険者総数」に改める。

第三条の四の二（見出しを含む。）中「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第三条の五第一項中「第二十七条第十三項及び第十四項」を「第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項第一号中「並びに第二十条第二項及び第三項」を「、第二十条第二項及び第三項並びに第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「喪失した日」の下に「（法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加え、同項第五号中「並びに第二十条第四項及び第五項」に、「又は第二十条第一項」を「、第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項」に、「又は第二十条第一項」を「、第二十条第一項又は第二十条の二第一項」に改め、「同条第十項」の下に「及び第十一項」を加え、「第十一項（同条第十二項」を「第十二項（同条第十三項及び第十四項」に改め、同条第五項中「第二十七条第十三項及び第十四項」を「第二十条の二第三項及び第五項、第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。